

- 長野市篠ノ井塩崎地先の千曲川河川敷において不法耕作のあった箇所については、立入を制限するための柵を設置しています。
- 柵から千曲川の方には、立ち入らないようにお願いします。柵は、今後の状況により、更に延長する可能性があります。
- また、この柵を損壊させることは、器物損壊罪(刑法第261条)にあたります。



- この箇所は『重点監視箇所』としてパトロールを強化しています。